

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① 障害者支援施設の在り方について

- ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 共同生活援助における支援の質の確保について

- ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

- ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ 質の高い障害児支援の確保について

- ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- ・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抄）② （令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ）

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- ・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- ・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- ・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

「入所施設」と「補足給付」

- 入所施設は社会福祉法の「第1種社会福祉事業」
- 第1種社会福祉事業は「第1種社会福祉法人のみ」が運営可能
- 第2種社会福祉事業は「入所施設以外」のサービス
- 第2種社会福祉事業はNPO、一般社団法人、株式会社など法人格があれば参入可能。
- 放課後DSや就労系、GHの参入が大きくなったのは平成18年の障害者自立支援法が施行されたから

社会福祉事業

第1種社会福祉事業

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

- 特別養護老人ホーム
- 児童養護施設
- 障害者支援施設
- 救護施設 等

第2種社会福祉事業

比較的用户への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）

- 保育所
- 訪問介護
- デイサービス
- ショートステイ 等



社会福祉法人が行うことができる事業

公益事業

- 子育て支援事業
- 入浴、排せつ、食事等の支援事業
- 介護予防事業、有料老人ホーム、老人保健施設の経営
- 人材育成事業
- 行政や事業者等の連絡調整事業

収益事業

- 貸しビル、駐車場、公共的な施設内の売店の経営

手元に残るお金

食費・水道光熱費

実費負担

補足給付

- ・1級: 28,000円以上
- ・2級: 25,000円以上

要するに、入所施設に入所していると「手元に25000円から28000円残る」という仕組みです。これは「第1種社会福祉事業」特有のルールです。

片桐の提案

- 入所施設の補足給付の見直し（思い切り減額）
- GHの家賃補助の見直し（思い切り増額）
- 入所施設で家賃を取る
- GHで家賃を取らない
- 入所でもGHでも「住まい」なんだからイコールにする。

入所施設を類型化する（片桐私案）

老健の5つの区分

介護

超強化型

在宅強化型

加算型

基本型

その他

上位ほど
基準が高い



入所「しか」していないところ、地域移行を何もしていない「死んだふり」「寝たきり施設は大幅に報酬を減らす

→M&Aや経営者交代、組織再編を促す

超機能型
超移行型

加算型

基本型

減算型・その他型

入所施設の機能はあくまで「住まいの場」

- 在宅生活→入所の場合「入所」での暮らしがワンパッケージになっている。
- 仮に入所した場合に、それまで利用していたサービスをできる限り継続して利用できるよう（特に通所）義務付けるべき。
- 他、それまで利用していた外出系のサービスについても、できるだけ柔軟に。